

望洋台中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1. はじめに

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、北海道及び小樽市においては条例を施行するとともに、本校においても平成27年にいじめ防止基本方針を策定して、これまで保護者・地域に理解を求めながら校内でのいじめの未然防止、いじめ認知と対処に教職員が全力を挙げて生徒の安心・安全と心身の健やかな成長に資する取組を推進してきた。

北海道では、いじめ問題への取組の更なる充実に向けて、迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識をもっていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」の一部を改訂したことから、小樽市においても基本方針の改定を行った。

望洋台中学校においてもすべての生徒の尊厳を守り、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教職員の意識を高め、組織的に対応できるとともに、保護者・地域の一層の理解と協力を得ながら実効性のあるいじめ防止等を目的に、基本方針を改訂した。

2. いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、生徒が夢と誇りを持ち、将来の自己実現に向けて生き生きと学び、学校生活を有意義に送る事を妨げる重大な人権上の問題である。しかしながら、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、子どもを育む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、いじめの未然防止の観点から特別な教科道徳の指導や生徒の主体的な活動により、生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめを許さない態度を醸成する支援に努めなければならない。

いじめ防止の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと①未然防止②早期発見③早期対応により教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をとることや生徒や保護者に対していじめ防止の基本方針及びいじめ防止プログラムを示すことで、安心感やいじめの抑止につながるとともに、いじめを生まない環境づくりに向けて学校、家庭、地域が一体となって推進する。

また、実効性が高まるよう基本方針及び取組の点検評価・見直しを進め、改善を図りながらより良い学校づくりを組織的・計画的に推進する。

3. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に存在している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの理解

- 1) いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- 2) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

- 3) 善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 4) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 5) 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒」など、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの態様

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5) 金品をたかられる
- 6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7) 嫌なことや恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの解消

- 1) いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
※行為が止んでいる状態は、少なくとも3ヶ月を目安とする
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
※いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、本人及び保護者に面談で確認する。
- 2) いじめ解消の見極めに当たっては、学校と保護者のほか、対策組織及びS CやS S W等の関係者を含めた集団で判断する。
※いじめが解消するまで被害生徒の支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) いじめの重大事態

- 1) 重大事態とは
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア	児童生徒が自殺を企図した場合
イ	身体に重大な傷害を負った場合
ウ	金品等に重大な被害を被った場合
エ	精神性の疾患を発症した場合 等
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応する。

4. 本校のいじめ防止の取組

(1) いじめを生まない環境づくり

○目指す生徒像「志高く 深く学び 共に生きる生徒の育成」に示すように、他者を理解し、互いに認め合いながら共に生きる豊かな人間性を育む資質・能力を身につけるため、生徒の居場所づくり・絆づくりを教職員が一丸となって進め、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努める。

○教師の責務として、不適切な認識や言動で生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることに至らぬよう、いじめの態様や適切な対応について校内研修等で共通理解を図る。

○生徒の心に寄り添いながら、いじめを見逃さない日常観察と生徒理解に努め、生徒と教師、生徒同士の信頼関係を築く。個々の生徒の特性や事情を踏まえながら、特に配慮を要する生徒の指導や支援に努める。

○学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見したときの連絡相談窓口を入学時・各学年の開始時に、あらかじめ保護者に説明する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者に説明する。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(2) いじめ未然防止に向けた組織的・計画的な取組 ※図1「いじめ防止プログラム」

いじめの芽はどの生徒にも、どの学校にも生じることから、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論させて正面から向きあえる指導の工夫により、いじめ防止を實踐できる生徒の育成を図る。

1) 未然防止の取組

①いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・授業づくりや集団づくりにおけるコミュニケーション能力や自律的な態度の育成と関わり、基本的人権の尊重の視点からいじめ禁止や「いじめは犯罪」であることの日常の指導を継続する
- ・生徒指導の機能を生かした日常の学習や活動を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感、相互に認め合う共感的な態度を育む

②教育活動全体を通じた道徳教育の充実（人権教室、情報モラル教室）

- ・読書活動・体験活動など特別な教科道徳の授業及び総合的な学習の時間等において、社会性を育む取組を推進する。
- ・人権教育の充実により、他者の多様性を理解するとともに、情報リテラシーや相手意識、人権尊重の心を育む特別授業を実施する

③生徒の主体的な活動

- ・生徒会の主体的な活動「あいさつ運動」や「いじめゼロフォーラム」など、好ましい人間関係や正しい判断力を育成し、実践的な態度を育む。

④積極的な貢献活動・奉仕的体験活動の促進

- ・生徒会活動による募金活動やボランティア活動、地域貢献活動を通じて自己肯定感を高め、より良く他者との人間関係を築く機会を設定する

2) いじめの積極的な認知と組織体制 ※図2「校内組織体制」

①個々の価値観等の理解と観察

- ・日常のふれあいや観察を通して生徒の些細な心の変化、態度の変化を情報交換しながらよりきめ細かく対応するとともに、積極的な認知により迅速に対応する

②被害・加害側の生徒及び保護者への慎重で迅速な組織対応

- ・認知した時点で、生徒指導部内のいじめ防止対策グループを中心とした組織体制を組み、事実確認や対応に当たっての慎重かつ迅速な対応により、早期解消、再発防止に努める
- ・加害生徒への成長支援の観点で慎重かつ丁寧な指導対応をとる

3) 保護者・地域住民との連携

①保護者会や評議員会等において、積極的に協議する機会を設け、以下の点について認識を共有して家庭教育・地域教育の充実に努める

- ・自他の生命及び人権を尊重する心の育成
- ・携帯電話、インターネット等のルールの遵守といじめ防止徹底
- ・地域行事参加時における指導と配慮

(3) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- 1) 教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、毅然とした指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、登校支援室などとも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- 2) アンケート調査で把握するほか、巡回や観察等では認知できないいじめについては個人面談や教育相談等訴えやすい環境づくりに努める。
- 3) 集団から離れて一人での生徒の行動観察と声かけ、相談活動を行う。
- 4) いじめ早期発見のチェックリストを活用した日常的な状況把握を行う。
- 5) 訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策グループ（指導部）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- 6) いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

(4) いじめの早期対応 ※図4「いじめ発生（認知）時の対応」

いじめは未然に防ぐことが重要であるが、万一いじめを発見した場合には、いじめ防止対策グループ（指導部）を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で問題を抱え込んだり、躊躇したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することに努めるとともに、重大事態や加害生徒、被害生徒の意識にずれがある事案、インターネットによる複雑な事案、保護者対応におけるトラブル事案等については、把握した事実関係を十分に検討し、必要に応じて、関係機関とも連携・協議のうえ慎重に対応する。

(5) インターネット（SNS）等のトラブルの未然防止と対応

- 1) 各教科や特別活動等を通じて、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について啓発するとともに、外部講師による特別授業を開催し、情報リテラシーやモラルを身につける。
- 2) 携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について、学校だよりまたは指導資料を配信するとともに、小樽市のルール「おたるスマート7」などを通して、家庭の役割として健康管理やトラブル防止に向けた指導など、親子会議の促進を図るとともに、フィルタリング解除の保護者責任について理解を求める。そして、学校と家庭の協働で、生徒の健やかな成長に努める。
- 3) インターネットにおいて、青少年有害情報が多く流出していることを認識してもらい、インターネットの利用状況を適切に把握してもらうとともに、フィルタリングソフトの利用によりインターネットの利用状況を管理し、適切に活用する能力を身につけさせる。
- 3) 定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に通報して直ちに削除する等の措置をとる。

※図3 インターネット上でのいじめが発生した時の対応

(6) 重大事態への対応

○生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、基本方針や国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対応するとともに、事態関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

○重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員委に報告する。

図1

いじめ防止プログラム（年間推進計画）

めざす生徒像【自ら学ぶ生徒 自らを律する生徒 自らを鍛える生徒】

月	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	□いじめ防止基本方針提示 ◆いじめ防止対策G ・基本方針の確認・防止プログラム（推進計画） ○生徒情報交流	人間関係づくり 生徒指導の三機能による学級づくり	・道徳教育の充実 ・個人懇談等での保護者への啓発及び情報収集 ・保護者会説明	・ネットパトロール ・人事評価項目
5月	◇研修会（いじめの認知について） ○生徒情報交流		・いじめについての学習	・ほっとの実施
6月	◇研修会（調査結果等） ○生徒情報交流 ◆いじめ防止対策G ・アンケート集約結果と課題の整理	・「子どもたちの安心安全を守るキャンペーン」	・いじめアンケート①実施 ・いじめアンケートによる個別相談 ・スクールカウンセラーによる相談のすすめ	・道いじめ調査 ・小樽市情報モラル委員会（ネットパトロール）
7月	○生徒情報交流 学校評価（自己評価）実施	・生徒会によるいじめ防止啓発活動等		・ネットパトロール
学校評価（生徒アンケート・保護者アンケートの実施）※いじめに係る評価				
8月	◇研修会（ほっと結果）	人間関係づくり 生徒指導の三機能による学級づくり	・道徳教育の充実	・ネットパトロール
9月	○生徒情報交流			・ネットパトロール
10月	○生徒情報交流 ◇研修会（早期発見、早期対応）	・人権教育	・教育相談	・ネットパトロール ・人事評価項目
11月	○生徒情報交流 ◆いじめ防止対策G ・アンケート集約結果と課題の整理	・「いじめ防止キャンペーン」	・いじめアンケート②実施 ・いじめアンケートによる個別相談	・小樽市情報モラル委員会（ネットパトロール） ・道いじめ調査
12月	○生徒情報交流 学校評価（自己評価）実施	・生徒会活動によるいじめゼロフォーラムの開催 ・情報モラル教室（情報モラルアンケート実施）		・ネットパトロール
学校評価（保護者アンケートの実施）※いじめに係る評価				
1月	◆いじめ防止対策G ・アンケート集約結果と課題の整理 ○生徒情報交流	人間関係づくり 生徒指導の三機能による学級づくり	・状況に応じていじめアンケート③・個別相談実施	・ネットパトロール
2月	○生徒情報交流			・ネットパトロール
3月	◆いじめ防止対策G ・本年度の評価 ・次年度の計画確認 ○生徒情報交流		学校評価（関係者評価の実施）※いじめに係る評価	・人事評価項目 ・ネットパトロール ・道いじめ調査

図2

校内組織体制

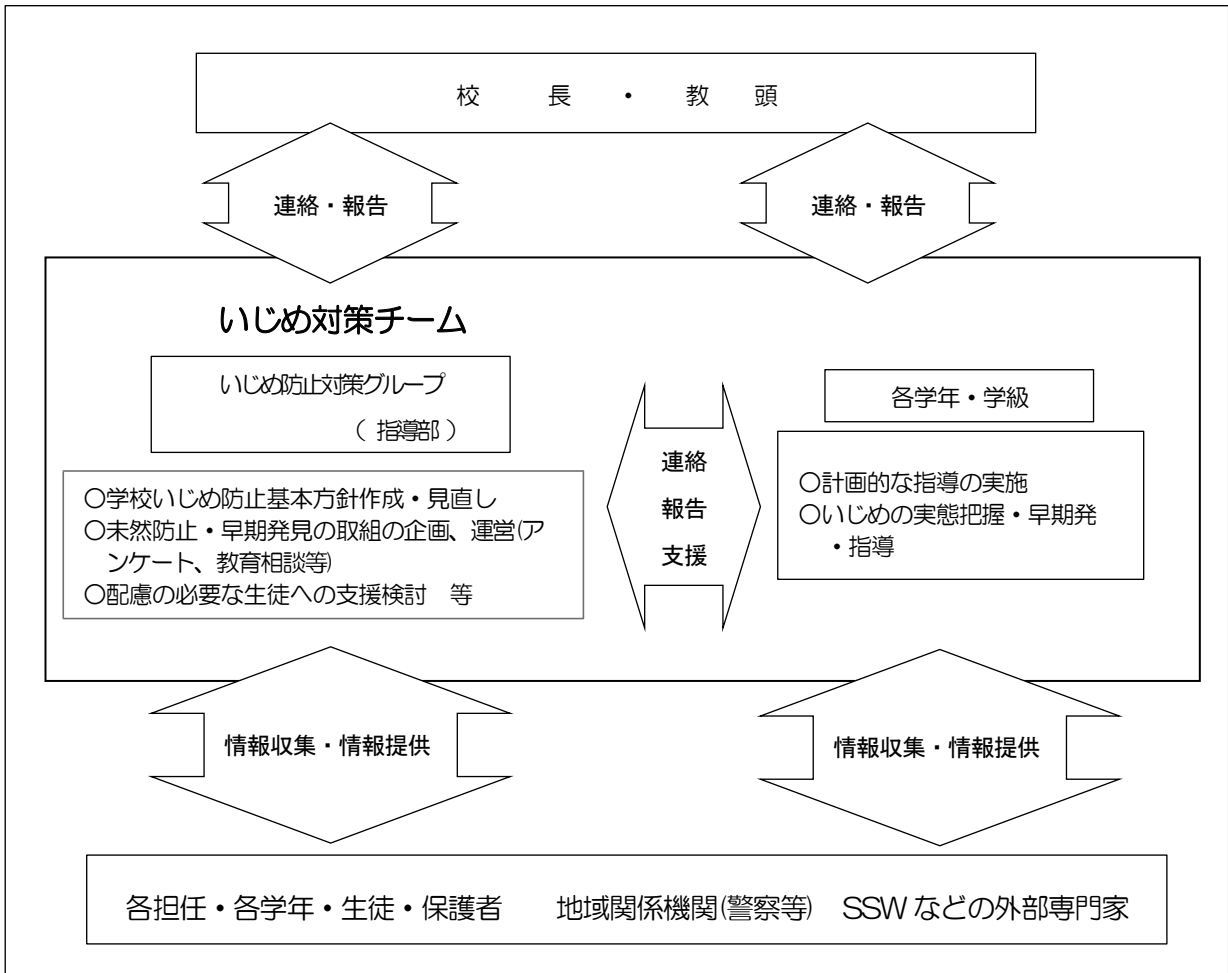
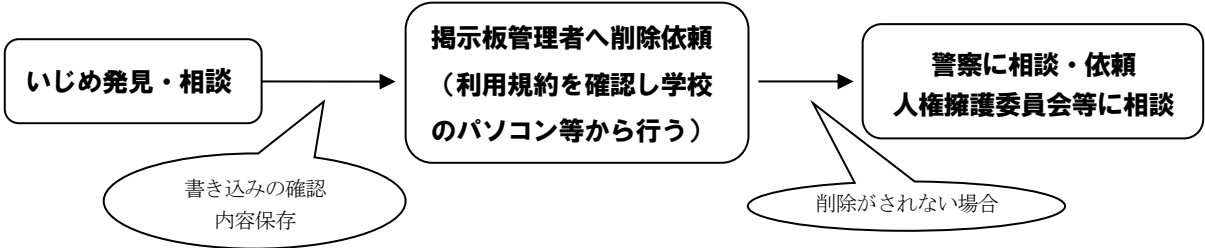


図3

インターネット上でのいじめが発生した時の対応



<生徒に対するの指導ポイント>

1. 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
2. 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
3. インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること

※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカ一被害遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。

※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

図4

いじめ発生（認知）時の対処

